

# 瑞浪市公共施設等総合管理計画

## 個別施設計画

### 【行政系施設】

#### ⑱環境施設（不燃物最終処分場）

（第1期第7版）

令和8年3月

瑞浪市経済部クリーンセンター

## 目 次

1. 計画の策定について	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	1
（3）対象施設	1
（4）計画期間	1
2. 現状と課題について	2
（1）個別施設の状態等	2
3. 計画策定方針について	3
（1）基本方針	3
（2）対策の優先順位の考え方	3
4. 具体的な取組内容について	3
（1）対策内容と実施時期	3
（2）対策費用と今後の方向性・スケジュール	4

### 改訂履歴

初版	平成30年2月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第4版	令和5年5月
第5版	令和6年3月
第6版	令和7年3月
第7版	令和8年3月

## 1. 計画の策定について

### (1) 計画策定の趣旨

瑞浪市は4R【Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）、Refuse（リヒューズ：不要なものをもらわない）】を推進し、ごみの分別ルールの周知徹底を図るとともに、市民一人ひとりの自主的かつ積極的な取り組みによってごみの減量に努めています。

昭和43年（1968年）に稼働開始した不燃ごみの処理施設である不燃物最終処分場は、当初の埋立て完了予定が令和元年度（2019年度）までとなっていました。市民や事業者の協力によりごみの減量化が進み、当初の計画より延命化が図られています。

令和4年度（2022年度）には、産業廃棄物の総量規制及び廃棄物処理手数料の改定を実施した結果、残余容量調査（令和7年（2025年）2月実施）では残余年数が19年と試算しており、現在、令和29年度（2047年度）までの安定的な施設運営を予定しています。

令和8年度から、不燃物最終処分場に持ち込まれる一般廃棄物の一部を民間事業者へ外部運搬・処理を委託することで、埋立量を削減し、施設の延命化を図ります。

次期処分場の建設についても、外部委託処理との費用などを検討しつつ検討しています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として位置づけています。

### (3) 対象施設

本計画の対象施設は、平成26年度（2014年度）に整備した固定資産台帳による「不燃物最終処分場浸出水処理施設等建設」です。

具体的には、不燃物最終処分場及び浸出水処理施設となります。

対象とする施設

中分類	小分類	施設数	施設名称
行政系施設	環境施設	1	不燃物最終処分場

### (4) 計画期間

不燃物最終処分場の埋立計画を進めるにあたっては、不燃ごみの排出量を予測し、ごみの減量化とともに施設の延命化に取り組んでいく必要があります。

本計画の期間は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画の位置づけから埋立計画については、毎年実施している残余容量調査に基づき計画期間を積算し、現在、令和24年度（2042年度）までの20年間とします。

浸出水処理施設の整備計画についても、不燃物最終処分場の残余年数を考慮しながら進めていきます。なお、5年ごとに見直すことを基本としている瑞浪市公共施設等総合管理計画と整合を図っていきます。

## 2. 現状と課題について

### (1) 個別施設の状況等

#### ① 不燃物最終処分場の状況

残余容量調査（令和7年（2025年）2月実施）の結果、築堤等容量も含めて24,621 m<sup>3</sup>が埋立てられており、埋立率は54.91パーセントという状況です。盛土堰堤については堰堤を1段ずつ設置し、最終的に7段を設置して埋立完了となります。

平成28年度（2016年度）に1段目の盛土堰堤設置工事を実施し、令和2年度（2020年度）に4段目、令和6年度（2024年度）に5段目が完了しました。6段目以降については、埋立量を考慮しつつ計画していきます。

残余容量調査の結果（築堤等容量を除く純埋立容量）

計画埋立容量	44,837 m <sup>3</sup>
既埋立容量	24,621 m <sup>3</sup>
残余容量	20,216 m <sup>3</sup>
残余年数	19年

#### ② 浸出水処理施設の状況

浸出水処理施設内の各設備については、毎年整備を実施し、適切に運転されている状況です。

令和2年度（2020年度）には制御盤等の施設整備工事を実施しました。建物については、第3期一般廃棄物最終処分場の残余年数を考慮しながら必要な整備を行っていきます。

施設名	建築年度	延床面積	構造	老朽化率
不燃物最終処分場浸出水処理施設等	H16（2004）	673 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造	75.0%

※令和元年度（2019年度）固定資産台帳によるデータ

#### ③ 不燃ごみ処理動向

事業所から排出される産業廃棄物については、「(1) 計画策定の趣旨」に記載のとおり、市民の協力、総量規制及び手数料改定による効果で廃棄物の減量化が進められています。

#### ④ 施設の点検・診断

施設の建屋部分の点検・診断については、職員による目視点検を実施するほか、改修が必要な施設について、基本設計等に包含して実施します。

不燃ごみ処理動向

項 目		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
埋立処理	直営収集	4 3 6	2 8 3	2 6 8
	許可業者	1 1	1 5	1 2
	事業持込	3 8 1	3 2 1	3 0 1
	火災ごみ等	4 6 1	5 8 5	2 3 8
	個人持込	1 7 9	1 5 1	1 6 4
	スラグ	5 9 0	5 2 6	5 2 2
	飛灰	3 3 4	3 0 1	2 7 3
	金属等持出	△ 2 1 1	△ 1 6 1	△ 1 5 1
	小 計	2, 1 8 1	2, 0 2 1	1, 6 2 7
可燃ごみ及び不燃ごみの合計		1 2, 0 7 9	1 1, 3 1 3	1 0, 6 5 4

### 3. 計画策定方針について

#### (1) 基本方針

施設の延命化を図るため、市内事業者の産業廃棄物の持込量削減の理解を求め、不燃ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみの発生から最終処分に至るまでのごみの減量化及び資源化を図っていきます。

#### (2) 対策の優先順位の考え方

不燃物最終処分場の整備を進めるにあたり、利用者の安全の確保を前提とし、埋立量に基づき盛土堰堤設置工事等を計画的に実施します。

### 4. 具体的な取組内容について

#### (1) 対策内容と実施時期

物価の高騰による人件費の上昇等により施設の維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれるため、計画に沿って効率的に維持管理及び更新を行い、廃棄物の排出抑制ごみの分別及び再資源化を一層推進していくことで、施設の延命化を図る必要があります。

また、令和8年度より廃棄物の一部を外部処理することで、運搬量を削減し延命化を図ります。

(2) 対策費用と今後の方向性・スケジュール

施設名	建築年度	耐用年数	使用目標年数	今後の方向性	実施年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
不燃物最終処分場	H16	38		維持 新用地 調査	対策内容	第三期 盛土堰 堤設置 実施設 計及び 工事	第四期 盛土堰 堤設置 工事	第五期 盛土堰 堤設置 実施設 計 法面保 護工事		第五期 盛土堰 堤設置 設計	第五期 盛土堰 堤設置 工事及 び法面 保護工 事				
					対策費用	23	27	22		0	40				
不燃物最終処分場浸出水処理施設等	H16	20		維持 新用地 調査	対策内容		設備更 新							施設更 新工事 実施設 計	施設更 新工事
					対策費用		11								19

- ・施設の法定耐用年数を超えて延伸させることを目的とした長寿命化改修を行う場合は、施設の使用目標年数とその必要性を記載すること。
- ・対策費用の単位は、百万円とすること。(対策費用は概算であり、変更する場合がある)